

# 健全化判断比率等の公表について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律は、地方公共団体が財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための行政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

従来までの「地方財政再建特別措置法」が財政再建の対象を一般会計だけとしていたことや財政情報の開示が不十分であったことなどから、この法律により「早期健全化」や「財政再生」の対象を公営企業や一部事務組合、地方公社、第3セクター等まで拡大し、監査委員の意見を付して議会に報告、市民に公表することになったものです。

平成20年度の算定(平成19年度決算に基づく比率)から比率公表をすることとなり、平成21年度の算定(平成20年度決算に基づく比率)からは、財政健全化計画の策定等の義務を含め全体の法律が施行されます。

## 1.健全化判断比率

この法律では、地方公共団体の財政状況を3段階に区分しております。

財政が比較的健全な団体

早期の財政健全化が必要な団体(イエローカード)

財政の再生が必要な団体(レッドカード)

また、それを判定する比率(健全化判断比率といいます。)を4つ定めております。

実質赤字比率

連結赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

健全化判断比率のうち、ひとつでも早期健全化基準以上となった場合は、財政健全化計画を策定し財政の健全化を図ることとなり、また、実質赤字比率、連結赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画を定め財政の再生を図ることとなります。

平成19年度決算に基づき算定した健全化判断比率は、次のとおり早期健全化基準を下回っております。しかし、今後、地方交付税の減少も予想されるため、より健全な財政運営に努めてまいります。

	健全化判断比率(%)	早期健全化基準(%)	財政再生基準(%)
実質赤字比率		12.73	20.00
連結実質赤字比率		17.73	40.00
実質公債費比率	14.2	25.0	35.0
将来負担比率	91.7	350.0	

## 2.公営企業の資金不足比率

資金不足比率が経営健全化基準以上となった公営企業会計は、経営健全化計画を定め、経営の健全化を図ることとなります。

平成19年度決算に基づき算定する資金不足比率は、全公営企業会計すべて、資金不足額がないため比率の算定はありません。しかし、現実には、一般会計からの繰入金等に頼っており、少しでも独立採算で賄えるよう経営の健全化に努めてまいります。

特別会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
下水道事業特別会計		20.0
農業集落排水事業特別会計		20.0
戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計		20.0
簡易水道事業特別会計		20.0
宅地分譲事業特別会計		20.0
水道事業会計		20.0
工業用水道事業会計		20.0

### 3.用語

実質赤字比率（じっしつあかじひりつ）

一般会計の実質収支が赤字となった場合に、赤字額の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率（れんけつじっしつあかじひりつ）

全会計における実質収支の赤字額の合計(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率（じっしつこうさいひひりつ）

一般会計が負担した実質的な公債費等(公営企業、一部事務組合、第3セクター等の償還を含む)の標準財政規模に対する比率

将来負担比率（しょうらいふたんひりつ）

一般会計が負担すべき将来負担(公営企業、一部事務組合、第3セクター等への負担を含む)の標準財政規模に対する比率

資金不足比率（しきんふそくひりつ）

公営企業ごとの資金不足額の企業の事業規模に対する割合

標準財政規模（ひょうじゅんざいせいきぼ）

自治体が標準的な状態のとき、通常収入されるだろう経常的な一般財源の規模

実質収支（じっしつしゅうし）

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越す事業の財源で収入済の額を差し引いた額

事業の規模（じぎょうのきぼ）

料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

資金不足額（しきんふそくがく）

一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業ごとに算定した額